


# 収支報告書

令和 元年 5 月 7 日

山口県議会議長 様

報告者 住所 周南市河東町1番25号  
氏名 戸倉多香子 

政務調査費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

収 入		4,200,000 円		
費 目	金 額 (円)	内 訳	内訳金額(円)	
支          出	調査研究費	0		
	研修費	0		
	会議費	0		
	資料費	194,312	新聞等購読料	194,312
	広報費	2,342,417	広報資料の印刷、送料	2,319,197
			ホームページ作成委託費	23,220
	事務所費	1,063,271	賃借料	935,000
			維持管理経費(光熱水費)	128,271
	事務費	0		
人件費	600,000	人件費	600,000	
合計	4,200,000			
残 余			0 円	

### 費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費 <b>資料費</b>			整理番号	1-1
	広報費・事務所費・事務費・人件費				
事業内容	新聞等購読料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	山口新聞 (4月～3月)	32,460	32,460	2,705 円/月×12ヶ月	
	赤旗新聞 (4月～3月)	41,964	41,964	3,497 円/月×12ヶ月	
	議会と自治体 (4月～3月)	9,360	9,360	780 円/月×12ヶ月	
	社会保険旬報 (4月～3月)	31,104	31,104		
	マスコミ市民 (4月～3月)	8,624	8,624		
	時事行政情報 (4月～3月)	64,800	64,800	5,400 円/月×12ヶ月	
	反戦情報 (4月～3月)	6,000	6,000	500 円/月×12ヶ月	
		《合計》	194,312	194,312	
按分割合 積算根拠	政務活動費 100%				
	政務活動費 100%				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

# 領収書等添付票

費自	資料費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】書籍購入費 (新聞等の購読料)

支店 区域 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b>
00113   99074	18 4	

梅園町 2-31

支店 区域 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b>
00113   99074	18 5	

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。

購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。



お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 4 月 26 日

支払日 5 月 30 日

支店 区域 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b>
00113   99074	18 6	

梅園町 2-31

支店 区域 読者番号	年月分	<b>ASA 領収証</b>
00113   99074	18 7	

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。

購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。



お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 6 月 27 日

支払日 7 月 27 日



# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	18   8

**ASA 領収証**

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。



お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 8 月 28 日

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	18   9

**ASA 領収証**

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。



お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 9 月 28 日

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	18   10

**ASA 領収証**

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。



お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 10 月 25 日

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	18   11

**ASA 領収証**

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額 (円)
山口新聞	1	2,705	2,705

(消費税込)  
上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。



お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。

支払日 11 月 27 日

# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料)

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	18   12

ASA 領収証

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
山口新聞	1	2,705	2,705
			(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



支払日 12月21日

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	19   1

ASA 領収証

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
山口新聞	1	2,705	2,705
			(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



支払日 1月28日

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	19   2

ASA 領収証

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
山口新聞	1	2,705	2,705
			(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



支払日 2月25日

支店 区域 読者番号	年月分
00113   99074	19   3

ASA 領収証

梅園町 2-31

戸倉多香子 様

銘柄名	部数	金額	合計金額(円)
山口新聞	1	2,705	2,705
			(消費税込) 上記金額を領収しました。

ASA徳山西部  
周南市都町2丁目52-2  
TEL 22-2226  
FAX 31-9727



購読料のお支払いは便利な自動振替もご利用  
できます。

お客様の個人情報は当ASAが責任をもって管理致します。



支払日 3月27日

# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-5
【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」、議会と自治体			

<b>日本共産党発行の しんぶん赤旗</b>		<b>領収書</b>	
戸倉 多香子 様		4,277 円	支払日 4月27日
新聞・雑誌名	部数	金額	2018年 4月分
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810
議会と自治体	1	780	
		領収日 / 扱者	

<b>日本共産党発行の しんぶん赤旗</b>		<b>領収書</b>	
戸倉 多香子 様		4,277 円	支払日 5月28日
新聞・雑誌名	部数	金額	2018年 5月分
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810
議会と自治体	1	780	
		領収日 / 扱者	

<b>日本共産党発行の しんぶん赤旗</b>		<b>領収書</b>	
戸倉 多香子 様		4,277 円	支払日 6月28日
新聞・雑誌名	部数	金額	2018年 6月分
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497	上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810
議会と自治体	1	780	
		領収日 / 扱者	



# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」、議会と自治体

新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 議会と自治体		部数 1 1	金額 3,497 780	日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書 4,277 円 2018 年 7 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810 領収日 / 投者	支払日 7 月 27 日
--------------------------------	--	--------------	--------------------	---	--------------

新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 議会と自治体		部数 1 1	金額 3,497 780	日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書 4,277 円 2018 年 8 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810 領収日 8/27 投者	支払日 8 月 27 日
--------------------------------	--	--------------	--------------------	--	--------------

新聞・雑誌名 日刊「しんぶん赤旗」 議会と自治体		部数 1 1	金額 3,497 780	日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書 4,277 円 2018 年 9 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございました。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810 領収日 / 投者	支払日 10 月 / 日
--------------------------------	--	--------------	--------------------	---	--------------

# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-7
【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」、議会と自治体			

<b>日本共産党発行の しんぶん赤旗</b>		<b>領収書</b>
<b>戸倉 多香子 様</b>		4,277 円
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
議会と自治体	1	780
		2018 年 10 月分
上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございます。		
〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810		
領収日	/	扱者

支払日 10月27日

<b>日本共産党発行の しんぶん赤旗</b>		<b>領収書</b>
<b>戸倉 多香子 様</b>		4,277 円
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
議会と自治体	1	780
		2018 年 11 月分
上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございます。		
〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810		
領収日	/	扱者

支払日 11月29日

<b>日本共産党発行の しんぶん赤旗</b>		<b>領収書</b>
<b>戸倉 多香子 様</b>		4,277 円
新聞・雑誌名	部数	金額
日刊「しんぶん赤旗」	1	3,497
議会と自治体	1	780
		2018 年 12 月分
上記の金額たしかにいただきました。ありがとうございます。		
〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810		
領収日	12/27	扱者

支払日 12月27日



# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-8
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞等の購読料) 日刊「しんぶん赤旗」、議会と自治体

戸倉 多香子 様 新聞・雑誌名 部数 金額 日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497 議会と自治体 1 780			日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書
			4,277 円 2019 年 1 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございます。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810 領収日 / 28 扱者

支払日 1 月 28 日

戸倉 多香子 様 新聞・雑誌名 部数 金額 日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497 議会と自治体 1 780			日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書
			4,277 円 2019 年 2 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございます。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810 領収日 / 27 扱者

支払日 2 月 27 日

戸倉 多香子 様 新聞・雑誌名 部数 金額 日刊「しんぶん赤旗」 1 3,497 議会と自治体 1 780			日本共産党発行の <b>しんぶん赤旗</b> 領収書
			4,277 円 2019 年 3 月分 上記の金額たしかにいただきました。 ありがとうございます。 〒753-0065 山口市楠木町5-29 中部地区委員会 TEL 083-922-3810 領収日 / 27 扱者

支払日 3 月 27 日

# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-9
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】書籍購入費 (新聞・情報誌等の購読料)

## 振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 者負担
	[REDACTED]		
加入者名	株式会社 社会保険研究所		
金額	千	百	十
	3	1	1
	0	4	
振込先	[REDACTED]		
払込人住所氏名	戸倉 多香子 様		
代行業社	三菱UFJファクター株式会社		
料金	日附・印 30-09-12 徳山岡田町 郵便局 (55348) N94120002		
備考	この受領証は、大切に保管してください。(CVS店舗控)		

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

## ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。  
ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取引日	30-01-19		
お取引内容	お支払 IC		
取扱店番号	取引店番号	取引店番号	口座番号
508	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
(敬称/氏名)	お取引金額		
51837.01	¥8,300		
コード	時刻	お取引後残高	
(ご案内)	14:57	[REDACTED]	
取引通番	手数料	おつり	
0280	¥324	[REDACTED]	
お振込内容			
[REDACTED]			
マスコミシモン 様へ			
ご依頼人 トクラ タカコ 様			

## 振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 者負担
	[REDACTED]		
加入者名	株式会社 時事通信社		
金額	千	百	十
	3	2	4
	0	0	
振込先	銀行 支店		
振込先	普通預金口座番号		
ご依頼人	戸倉 多香子 様		
料金	(消費税込)		
備考	日附印 徳山初音 30.4.27 55278 [REDACTED]		

この受領証は、大切に保管してください。

## 振替払込請求書兼受領証(振込金(兼手数料)受領書)

口座記号番号	[REDACTED]		通常払込 料金加入 者負担
	[REDACTED]		
加入者名	株式会社 時事通信社		
金額	千	百	十
	3	2	4
	0	0	
振込先	銀行 支店		
振込先	普通預金口座番号		
ご依頼人	戸倉 多香子 様		
料金	(消費税込)		
備考	日附印 徳山岡田町 30.10.23 55348 [REDACTED]		

この受領証は、大切に保管してください。

# 領収書等添付票

費目	資料費	整理番号	1-10
----	-----	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】 書籍購入費 (新聞・情報誌等の購読料)

領 収 証		戸倉多香子 様		No. _____
金額		¥3000		
内 訳	但 No 399~404			
現 金	2018年 <sup>12月</sup> 3月 <sup>16日</sup> 上記正に領収いたしました			
小 切 手	/			
手 形	/			
消費税額等(%)	/			
		反 戦 情 報		収入印紙
		〒753-0212 山口市下小鯖2836-9		●
		TEL/FAX 083-929-3674		
GR1617				

領 収 証		戸倉多香子 様		No. _____
金額		¥6000		
内 訳	但 No 405~416			
現 金	2018年 <sup>6月</sup> 2019年 <sup>5月</sup> 14日 上記正に領収いたしました			
小 切 手	/			
手 形	/			
消費税額等(%)	/			
		反 戦 情 報		収入印紙
		〒753-0212 山口市下小鯖2836-9		●
		TEL/FAX 083-929-3674		
GR1618				



費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費・人件費		整理番号	1-1
事業内容	県政報告印刷・送付			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	印刷代	885,600	774,900	50,000部
	郵送料	480,926	420,810	6,747部
	封筒印刷代	102,600	89,775	10,000部
	宛名ラベル			18,840円
	インクカートリッジ	67,952	59,458	42,962円
	コピー用紙			6,150円 A4用紙10,000枚
	郵便代	1,153,698	846,742	38,510部 (配達地域指定郵便)
				1,009,485の内、846,742計上
	封筒代	8,010	7,008	透明封筒 28,600部
	封筒代	82,138	71,870	
	封筒代	44,640	39,060	
	封筒代	7,142	6,249	
	コピー用紙	3,801	3,325	A4用紙 5,000枚
	《合計》	2,836,507	2,319,197	
按分割合 積算根拠	政務活動 (87.5%) 政務活動 (87.5%) + その他の活動 (12.5%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること。報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない。
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること。
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること。
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可。
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可。
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること。

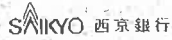
# 領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の印刷・送料  
 県政報告 (笑顔通信V.1.9、16ページ 5万部)

### ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。



お取引種別 **お振込み**  
 お取引日 **31-02-21**  
 お取扱店 **002**  
 銀行コード **[REDACTED]**  
 口座番号 **[REDACTED]**

お取引金額	¥324,000
お取引後残高	[REDACTED]
おつり	*手数料*

不能コード **\*\*\*** お取引時間 **13:43**  
 (ご案内) **25-0088**

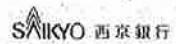
振込先 **[REDACTED]**  
 口座番号 **[REDACTED]**  
 受取人 **PHク ラフイックス フクナカ ミツ**  
**オ様**  
 依頼人 **トクラ タカコ様**

振込手数料 **¥0**  
 印紙税申告納付につき徳山 **[REDACTED]**

個人のお客さまのキャッシュカードによるATMでの1日のご利用限度額は、合計50万円です。  
 <対象となるお取引内容>  
 西京銀行ATM (お引出+お振込+お振替)  
 他行ATM (お引出+お振込)  
 セブチ銀行(お引出)       ゆうちょ銀行(お引出)  
 イオ銀行(お引出+お振込)       デビットカードのご利用  
 上記 お取引合計50万円がATMでの1日のご利用限度額です。  
 ■詳しくは窓口までおたずねください。 **西京銀行**

### ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。



お取引種別 **お振込み**  
 お取引日 **31-02-28**  
 お取扱店 **052**  
 銀行コード **[REDACTED]**  
 口座番号 **[REDACTED]**

お取引金額	¥561,600
お取引後残高	[REDACTED]
おつり	*手数料*

不能コード **\*\*\*** お取引時間 **11:45**  
 (ご案内) **21-0035**

振込先 **[REDACTED]**  
 口座番号 **[REDACTED]**  
 受取人 **PHク ラフイックス フクナカ ミツ**  
**オ様**  
 依頼人 **トクラ タカコ様**

振込手数料 **¥0**  
 印紙税申告納付につき徳山 **[REDACTED]**

個人のお客さまのキャッシュカードによるATMでの1日のご利用限度額は、合計50万円です。  
 <対象となるお取引内容>  
 西京銀行ATM (お引出+お振込+お振替)  
 他行ATM (お引出+お振込)  
 セブチ銀行(お引出)       ゆうちょ銀行(お引出)  
 イオ銀行(お引出+お振込)       デビットカードのご利用  
 上記 お取引合計50万円がATMでの1日のご利用限度額です。  
 ■詳しくは窓口までおたずねください。 **西京銀行**

# 領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-3
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の印刷・送料  
 県政報告 (笑顔通信V o l . 9、16ページ 5万部)

## ご利用明細

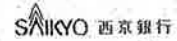


毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。  
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取引日	31-04-11	お取引内容	お支払 IC
口座番号	*****		
お取引金額	11789 03	お取引金額	¥480,926
コード	時刻	お取引後残高	
	0849		
(ご案内) 取引通番	0013	手数料	¥0
お振り込み内容			
サカ「ラキウE」ラ(カ) 様へ			
ご依頼人 トクラ タカコ 様			

## ご利用明細票

ご利用ありがとうございます。



お取引種別 **お振込み**  
 お取引日 **31-01-04**  
 お取扱店 **002**  
 銀行コード **[REDACTED]**  
 口座番号 **[REDACTED]**

お取引金額	¥102,600
お取引後残高	[REDACTED]
おつり	※手数料 ※

不能コード **\*\*\*** お取引時間 **13:18**  
 (ご案内) **24-0112**

振込先

口座番号 **[REDACTED]**  
 受取人 **PHク「ラフイツクス」クナカ「ミツ」**  
 才様  
 依頼人 **トクラ タカコ様**

印紙税申告納

付につき樹山

振込手数料 **¥0**

## 振替払込請求書 兼受領証

通常払込料金  
加入者負担

口座番号	[REDACTED]
加入者名	SMBCファイナンスサービス 株式会社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 6 7 9 5 2
依頼人住所氏名	***** 戸倉多香子事務所
金額	65284632 アスクルご利用代金
日附印	31-02-26 山口県庁内 郵便局
備考	(55387) N94160005

## 払込受領書

(コンビニエンスストアお支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所

お問い合わせ番号

65284632

金額 ¥67952

内消費税等 ( 5033)

受取人  
SMBCファイナンスサービス  
アスクル担当販売店  
ブングル・ドット・コ  
ム株式会社

受領印

収入印紙貼付欄  
(CVS専用)

領収日付印

金額を訂正された場合は、  
コンビニエンスストアでの  
お支払いはできません。

この受領証は、大切に保管してください。(CVS店側控)

(お客様控)

個人のお客さまのキャッシュカードによるATMでの  
1日のご利用限度額は 合計50万円です。

<対象となるお取引内容>

- 西京銀行ATM (お引出+お振込+お振替)
- 他行ATM (お引出+お振込)
- セブン銀行 (お引出)
- イオン銀行 (お引出+お振込)
- ゆうちょ銀行 (お引出)
- テビットカードのご利用

上記 お取引合計50万円がATMでの1日のご利用限度額です。

■詳しくは窓口までおたずねください。

西京銀行



# 領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の印刷・送料

県政報告 (笑顔通信V. 9、16ページ 5万部)

振替払込請求書 兼受領証	
通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号 加入者名	日本郵便株式会社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 5 6 8 2 8 1
ご依頼人住所氏名	745-0076 山口県周南市梅園町2丁目31番地 戸倉多香子 様
日 附 印	31-04-01 徳山郵便局
備 考	(55007) N94380001

この受領証は、大切に保管してください。

振替払込請求書 兼受領証	
通常払込料金 加入者負担	
口座記号番号 加入者名	日本郵便株式会社
金額	千 百 十 万 千 百 十 円 5 8 5 4 1 7
ご依頼人住所氏名	745-0076 山口県周南市梅園町2丁目31番地 戸倉多香子 様
日 附 印	31-04-26 徳山郵便局
備 考	(55007) N94390011

この受領証は、大切に保管してください。

## パッケージプラザ 徳山店

周南市平和通1-5  
TEL: 0834-22-1095  
FAX: 0834-22-1096

2019年 2月22日 15:34  
000033

17点	0496
部門05	8,432
小計	¥8,432
%-	-5% * -422
内税対象計	¥8,010
内税	8.0% (¥593)
合計	¥8,010
お預り	¥10,010
お釣	¥2,000

領 収 証

戸倉事務所 様 No. \_\_\_\_\_

★  
但

¥ 82,158 -

平成31年 3月 6日 上記正に領収いたしました



内 訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

パッケージプラザ 徳山店  
山口県周南市平和通1-5(一カビル1F)  
TEL 0834-22-1095  
FAX 0834-22-1096

# 領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-5
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の印刷・送料  
 県政報告 (笑顔通信V o l . 9、16ページ 5万部)

## 領 収 証

戸倉事務所 様

平成31年2月25日

¥ 44,640

但  
 上記正に領収いたしました

内訳  
 税抜金額  
 消費税額等 ( % )  
 HEIKO RY-302

**ハッケーシブラザ 徳山店**  
 山口県周南市平和通1-5(一カビル1F)  
 TEL0834-22-1095  
 FAX0834-22-1096

## 領 収 証

戸倉事務所 様

平成31年7月4日

¥ 7,142

但  
 上記正に領収いたしました

内訳  
 税抜金額  
 消費税額等 ( % )  
 HEIKO RY-302

**ハッケーシブラザ 徳山店**  
 山口県周南市平和通1-5(一カビル1F)  
 TEL0834-22-1095  
 FAX0834-22-1096

# 領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	1-6
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 広報資料の印刷・送料  
 県政報告 (笑顔通信Vol. 9、1-6ページ 5万部)

印  
紙

## 領 収 書

No. \_\_\_\_\_

平成 21 年 2 月 14 日

戸倉の香子県議事務所様

受領金額	4	千	百	十	万	千	百	十	円
					7	5	8	0	1

御支払 認印	
-----------	--

但し

上記の金額正に領収致しました

技術と信頼で奉仕する事務機77総合株式会社



株式会社



代表取締役 赤 谷 治

営業品目

リコーOA商品

イトーキ・スチール製品

各種事務用品

本 社 山口県周南市西松原1丁目44-2  
 TEL (0834) 31-7162(代)  
 O A 山口県周南市西松原1丁目44-2  
 ショールーム TEL (0834) 21-8420(代)  
 山口営業所 山口県山口市吉敷上東二丁目11番33号  
 TEL (083) 974-3380  
 東京営業所 東京都中央区日本橋新地1-36-3 東洋ビル2F  
 TEL (03) 3669-6722



社印なきものは無効

本証の金額を訂正したものと及び取扱者印なきものは無効とする



### 費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 <u>広報費</u> ・事務所費・事務費・人件費	整理番号	2-1		
事業内容	ホームページ作成委託費				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	WEBサイト管理料	46,440	23,220		
		《合計》	46,440	23,220	
	按分割合 積算根拠	政務活動(50%) 政務活動(50%) + その他の活動(50%)			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
 報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

## 領収書等添付票

費目	広報費	整理番号	2-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 ホームページ作成委託費  
 按分割合2分の1 46,440円×1/2=23,220円  
 支出額 23,220円

### ご利用明細



毎度、山口銀行をご利用いただきありがとうございます。  
 ただいまお取引いただきました明細は下記のとおりでございます。

お取扱日		お取引内容	
30-12-25		お支払 IC	
取扱い店番号	取引銀行番号	取引店番号	口座番号
[REDACTED]		*****	
(画面) (通帳用)	52173 01	お取引金額	
		¥46,440	
コード	時刻	お取引後残高	
	1438	[REDACTED]	
(ご案内)	取引種番	手数料	おつり
	0616	¥0	

#### お振込内容

[REDACTED]  
 トクナカ ヨシアキ 様へ

ご依頼人  
 トクラ タカコ 様

### 費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費			整理番号	1-1
事業内容	事務所賃借料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	4月～2月分	935,000	935,000	85,000 円/月×11ヶ月	
		《合計》	935,000	935,000	
按分割合 積算根拠	政務活動費100%				
	政務活動費100%		※後援会事務所は別にあるため按分なし		

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例:ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料(公共交通機関利用料を含む)を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること



## 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 賃借料 (事務所家賃) ※後援会事務所は別にあるため按分なし

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-03-30	55007	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N248	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラ タカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(4月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-05-01	55007	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N316	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラ タカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(5月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-05-31	01016	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N062	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラ タカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 1回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(6月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-07-02	55387	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N316	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラ タカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 2回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(7月分)

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 賃借料 (事務所家賃) ※後援会事務所は別にあるため按分なし

## ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-08-01	55007	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N157	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先	[REDACTED]	
	( [REDACTED] )	
	受取人名: ホソノ セイコ	
依頼人名: トクラ タカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の  
優遇回数は残り 2回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(8月分)

## ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-08-31	174619	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N164	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先	[REDACTED]	
	( [REDACTED] )	
	受取人名: ホソノ セイコ	
依頼人名: トクラ タカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の  
優遇回数は残り 1回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(9月分)

## ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-10-01	55387	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N176	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先	[REDACTED]	
	( [REDACTED] )	
	受取人名: ホソノ セイコ	
依頼人名: トクラタカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の  
優遇回数は残り 0回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(10月分)

## ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-10-31	55387	通帳電信振替
記号	番号	
*****	*****	
取扱番号	お取引金額	
N136	*85,000	
	残高	
	[REDACTED]	
振替先	[REDACTED]	
	( [REDACTED] )	
	受取人名: ホソノ セイコ	
料金 *123円		
依頼人名: トクラタカコ		

今月のゆうちょ口座間の送金料金の  
優遇回数は残り 0回です  
ご利用いただきましてありがとうございました。

ゆうちょ銀行

(11月分)

## 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	1-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 賃借料 (事務所家賃) ※後援会事務所は別にあるため按分なし

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-11-29	55007	通帳電信振替
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N206	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラタカコ		
今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 0回です		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
ゆうちょ銀行		

(12月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
30-12-28	55007	通帳電信振替
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N301	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラタカコ		
今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 0回です		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
ゆうちょ銀行		

(1月分)

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
31-01-31	55007	通帳電信振替
記号		番号
*****		*****
取扱番号	お取引金額	
N080	*85,000	
	残高	
振替先 ( )		
受取人名: ホソノ セイコ		
依頼人名: トクラタカコ		
今月のゆうちょ口座間の送金料金の優遇回数は残り 0回です		
ご利用いただきましてありがとうございました。		
ゆうちょ銀行		

(2月分)



費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・ <b>事務所費</b> ・事務費・人件費	整理番号	2-1	
事業内容	維持管理経費			
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	水道・下水道(4月～2月分)	23,410	23,410	
	ガス代(4月～1月分)	11,860	11,860	
	電気料金(4月～2月分)	93,001	93,001	
		《合計》	128,271	128,271
按分割合 積算根拠	政務活動費100% 政務活動費100% ※後援会事務所は別にあるため按分なし			

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-2
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (水道料金・下水道使用料)

(支払日 6月15日)

(支払日 8月6日)

(支払日 10月18日)


Ⓞ 周南市 水道料金 納入通知書  
下水道使用料 兼領収証書

発行 平成30年 6月 1日  
水栓所在地・使用者名  
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検針区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
調定	平成30年度1期(04・05)		
検針	3月 9日～ 5月 9日		
水道使用水量	1 m <sup>3</sup>		
水道料金	1,155 円		
下水道使用水量	1 m <sup>3</sup>		
下水道使用料	2,669 円		
合計金額	3,824 円 <small>(消費税等相当額含む)</small>		
納入期限	平成30年 6月30日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
収納代行業者	
三菱UFJニコス株式会社	
<small>この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。</small>	
(納入者保管)	(収入印紙不要)


Ⓞ 周南市 水道料金 納入通知書  
下水道使用料 兼領収証書

発行 平成30年 8月 1日  
水栓所在地・使用者名  
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検針区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
調定	平成30年度2期(06・07)		
検針	5月 9日～ 7月 9日		
水道使用水量	1 m <sup>3</sup>		
水道料金	1,155 円		
下水道使用水量	1 m <sup>3</sup>		
下水道使用料	2,669 円		
合計金額	3,824 円 <small>(消費税等相当額含む)</small>		
納入期限	平成30年 8月31日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
収納代行業者	
三菱UFJニコス株式会社	
<small>この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。</small>	
(納入者保管)	(収入印紙不要)

Ⓞ 周南市 水道料金 納入通知書  
下水道使用料 兼領収証書

発行 平成30年10月 1日  
水栓所在地・使用者名  
梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013 mm	検針区分	奇数月
戸数	1 戸	井戸人数	人
調定	平成30年度3期(08・09)		
検針	7月 9日～ 9月 8日		
水道使用水量	1 m <sup>3</sup>		
水道料金	1,155 円		
下水道使用水量	1 m <sup>3</sup>		
下水道使用料	2,669 円		
合計金額	3,824 円 <small>(消費税等相当額含む)</small>		
納入期限	平成30年10月31日		

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者 

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
収納代行業者	
三菱UFJニコス株式会社	
<small>この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。</small>	
(納入者保管)	(収入印紙不要)

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-3
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (水道料金・下水道使用料)

(支払日 12月27日)

(支払日 3月13日)

(支払日 4月26日)

Ⓒ 周南市 水道料金 納入通知書  
 下水道使用料 兼領収証書  
 発行 平成30年12月 3日  
 水栓所在地・使用者名  
 梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013	検計区分	奇数月
戸数	1	井戸人数	人
調定	平成30年度4期(10・11)		
検計	9月 8日～11月 8日		
水道使用水量	2	m <sup>3</sup>	
水道料金	1,231	円	
下水道使用水量	2	m <sup>3</sup>	
下水道使用料	2,687	円	
合計金額	3,918	円	(消費税等相当額含む)

納入期限 平成30年12月31日

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
収納代行業者	
三菱UFJニコス株式会社	
この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。(納入者保管)	

Ⓒ 周南市 水道料金 納入通知書  
 下水道使用料 兼領収証書  
 発行 平成31年 2月 1日  
 水栓所在地・使用者名  
 梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013	検計区分	奇数月
戸数	1	井戸人数	人
調定	平成30年度5期(12・01)		
検計	11月 8日～1月 8日		
水道使用水量	3	m <sup>3</sup>	
水道料金	1,306	円	
下水道使用水量	3	m <sup>3</sup>	
下水道使用料	2,704	円	
合計金額	4,010	円	(消費税等相当額含む)

納入期限 平成31年 2月28日

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
収納代行業者	
三菱UFJニコス株式会社	
この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。(納入者保管)	

Ⓒ 周南市 水道料金 納入通知書  
 下水道使用料 兼領収証書  
 発行 平成31年 4月 1日  
 水栓所在地・使用者名  
 梅園町2丁目52

戸倉多香子事務所 様

お客様番号	0050-02877		
口径	013	検計区分	奇数月
戸数	1	井戸人数	人
調定	平成30年度6期(02・03)		
検計	1月 8日～3月 8日		
水道使用水量	3	m <sup>3</sup>	
水道料金	1,306	円	
下水道使用水量	3	m <sup>3</sup>	
下水道使用料	2,704	円	
合計金額	4,010	円	(消費税等相当額含む)

納入期限 平成31年 4月30日

上記の金額を納入期限までに裏面記載の納入場所でお支払いください。

周南市上下水道事業管理者

本書のとおり領収いたしました。

加入者名	領収日付印
周南市上下水道事業管理者	
口座番号	
収納代行業者	
三菱UFJニコス株式会社	
この領収証書は領収日付の押印で効力を生じます。(納入者保管)	



# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-4
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 4 月 27 日)

(支払日 5 月 30 日)

(支払日 6 月 29 日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所 様  
部屋番号 1F  
31055235026

伝票番号 3101080654 (104004)

請求年月 平成30年4月 検針日 17日

ご使用量 0 m<sup>3</sup>

ご請求金額 1,111 円

請求金額内訳	ガス料金(税抜)	779 円
	ガス料金消費税	62 円
	リース代(税抜)	250 円
	リース代消費税	20 円

お支払期限日 平成30年5月17日

お問合せ先  
山口合同ガス株式会社  
徳山支店  
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 平成30年6月6日

受領印

代行会社 SMBCファイナンスセブ`ス㈱ (お客様控)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所 様  
部屋番号 1F  
31055235026

伝票番号 3101138374 (094730)

請求年月 平成30年5月 検針日 16日

ご使用量 0 m<sup>3</sup>

ご請求金額 1,111 円

請求金額内訳	ガス料金(税抜)	779 円
	ガス料金消費税	62 円
	リース代(税抜)	250 円
	リース代消費税	20 円

お支払期限日 平成30年6月15日

お問合せ先  
山口合同ガス株式会社  
徳山支店  
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 平成30年7月5日

受領印

代行会社 SMBCファイナンスセブ`ス㈱ (お客様控)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所 様  
部屋番号 1F  
31055235026

伝票番号 3101195215 (105123)

請求年月 平成30年6月 検針日 14日

ご使用量 0 m<sup>3</sup>

ご請求金額 1,111 円

請求金額内訳	ガス料金(税抜)	779 円
	ガス料金消費税	62 円
	リース代(税抜)	250 円
	リース代消費税	20 円

お支払期限日 平成30年7月17日

お問合せ先  
山口合同ガス株式会社  
徳山支店  
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 平成30年8月3日

受領印

代行会社 SMBCファイナンスセブ`ス㈱ (お客様控)

ゆづり銀行又は郵便局でお支払いの場合左記の2枚だけをお出しください。

ゆづり銀行又は郵便局でお支払いの場合左記の2枚だけをお出しください。

ゆづり銀行又は郵便局でお支払いの場合左記の2枚だけをお出しください。

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-5
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 7 月 23 日)

(支払日 8 月 31 日)

(支払日 10 月 5 日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所 様  
部屋番号 1F  
31055235026

伝票番号 3101252869 (103821)

請求年月 平成30年7月 検針日 17日

ご使用量 0 m<sup>3</sup>

ご請求金額 1,111 円

請求金額内訳	
ガス料金(税抜)	779 円
ガス料金消費税	62 円
リース代(税抜)	250 円
リース代消費税	20 円

お支払期限日 平成30年8月17日

お問合せ先  
山口合同ガス株式会社  
徳山支店  
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 平成30年9月5日

受領印  
18.7.23  
周南代々木通②  
429341  
代庁会社 SHBCファイナサービズ㈱  
(お客様控)

ゆづり郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください。

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所 様  
部屋番号 1F  
31055235026

伝票番号 3101310176 (102329)

請求年月 平成30年8月 検針日 17日

ご使用量 0 m<sup>3</sup>

ご請求金額 1,111 円

請求金額内訳	
ガス料金(税抜)	779 円
ガス料金消費税	62 円
リース代(税抜)	250 円
リース代消費税	20 円

お支払期限日 平成30年9月18日

お問合せ先  
山口合同ガス株式会社  
徳山支店  
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 平成30年10月9日

受領印  
18.8.31  
171961  
代庁会社 SHBCファイナサービズ㈱  
(お客様控)

ゆづり郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください。

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名  
戸倉多香子事務所 様  
部屋番号 1F  
31055235026

伝票番号 3101367565 (101805)

請求年月 平成30年9月 検針日 14日

ご使用量 0 m<sup>3</sup>

ご請求金額 1,111 円

請求金額内訳	
ガス料金(税抜)	779 円
ガス料金消費税	62 円
リース代(税抜)	250 円
リース代消費税	20 円

お支払期限日 平成30年10月15日

お問合せ先  
山口合同ガス株式会社  
徳山支店  
TEL 0834-28-6000

本払込用紙の使用可能期限 平成30年11月5日

受領印  
18.10.05  
171961  
代庁会社 SHBCファイナサービズ㈱  
(お客様控)

ゆづり郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください。

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-6
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 10 月 18 日)

(支払日 11 月 26 日)

(支払日 12 月 27 日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F 31055235026	
伝票番号 3101424258 (103238)	
請求年月 平成30年10月 検針日 16日	
ご使用量 1 m <sup>3</sup>	
ご請求金額 1,358 円	
請求金額内訳	円
ガス料金(税抜)	1,008
ガス料金消費税	80
リース代(税抜)	250
リース代消費税	20
お支払期限日 平成30年11月15日	
お問合せ先 山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000	
本払込用紙の使用可能期限 平成30年12月5日	
	
代行会社 SMBCファイナンスサービス㈱ (お客様控)	

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F 31055235026	
伝票番号 3101481106 (095415)	
請求年月 平成30年11月 検針日 14日	
ご使用量 0 m <sup>3</sup>	
ご請求金額 1,111 円	
請求金額内訳	円
ガス料金(税抜)	779
ガス料金消費税	82
リース代(税抜)	250
リース代消費税	20
お支払期限日 平成30年12月14日	
お問合せ先 山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000	
本払込用紙の使用可能期限 平成31年1月4日	
	
代行会社 SMBCファイナンスサービス㈱ (お客様控)	

通常払込料金 振替払込請求書兼 加入者負担 受領証(振込依頼書)	
口座番号	加入者名
山口合同ガス株式会社	
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	1 3 6 1
払込先	ご依頼人住所氏名
戸倉多香子事務所 様	
3101537932 平成30年12月 31055235026	
料 金	日 附 印
	30-12-27 徳山岡田町 郵便局 (55348) N94210011
備考	
この受領証は、大切に保管してください。 CVS店舗控	

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名 戸倉多香子事務所 様 部屋番号 1F 31055235026	
伝票番号 3101537932 (103512)	
請求年月 平成30年12月 検針日 14日	
ご使用量 1 m <sup>3</sup>	
ご請求金額 1,361 円	
請求金額内訳	円
ガス料金(税抜)	1,011
ガス料金消費税	80
リース代(税抜)	250
リース代消費税	20
お支払期限日 平成31年1月15日	
お問合せ先 山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000	
本払込用紙の使用可能期限 平成31年2月4日	
	
代行会社 SMBCファイナンスサービス㈱ (お客様控)	



# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-7
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (ガス代)

(支払日 / 月 日)

(支払日 月 日)

(支払日 月 日)

ガス料金等 請求書 兼 払込受領証  
(コンビニエンスストア支払用)

払込人氏名	
戸倉多香子事務所 様	
部屋番号 1F	
31055235026	
伝票番号	3111594110 (095052)
請求年月	平成31年1月 検針日 16日
ご使用量	1 m <sup>3</sup>
ご請求金額	1,364円
請求金額内訳	ガス料金(税抜) 1,013円 ガス料金消費税 81円 リース代(税抜) 250円 リース代消費税 20円
お支払期限日	平成31年2月15日
お問合せ先	山口合同ガス株式会社 徳山支店 TEL 0834-28-6000
本払込用紙の使用可能期限	平成31年3月7日
受領印	
	
代行会社 SMBCコンビニエンスストア (お客様)	

ゆうちょ銀行又は郵便局でお支払いの場合には左記の2枚だけをお出しください

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-8
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 4 月 27 日)

(支払日 5 月 26 日)

(支払日 6 月 29 日)

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所

様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
30年 4月分 円  
5631  
(416)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印

18.4.27  
収入印紙  
周南 429341  
印

本票により現金が収納される  
ことはありません。

上記お振込金額を受領しました。  
振込人 中国電力株式会社

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所

様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
30年 5月分 円  
4470  
(331)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印

収入印紙

18.5.26  
印

本票により現金が収納される  
ことはありません。

上記お振込金額を受領しました。  
振込人 中国電力株式会社

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所

様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
30年 6月分 円  
5142  
(380)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印

収入印紙

18.6.29  
印

本票により現金が収納される  
ことはありません。

上記お振込金額を受領しました。  
振込人 中国電力株式会社

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-9
----	------	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 8 月 3 日)

(支払日 9 月 10 日)

(支払日 10 月 5 日)

振込金受領証 (お客さま控え)	
戸倉多香子 事務所	
様	
代表ご契約番号	6110 708375991
金額(うち消費税等相当額)	30年 7月分 円 6046 447)
お問い合わせ先 中国電力	周南 取扱店
0120 611-907	
取扱店日付印	
上記お振込金額を受領しました。 被振込人 中国電力株式会社	

振込金受領証 (お客さま控え)	
戸倉多香子 事務所	
様	
代表ご契約番号	6110 708375991
金額(うち消費税等相当額)	30年 8月分 円 12014 889)
お問い合わせ先 中国電力	周南 取扱店
0120 611-907	
取扱店日付印	
上記お振込金額を受領しました。 被振込人 中国電力株式会社	

振込金受領証 (お客さま控え)	
戸倉多香子 事務所	
様	
代表ご契約番号	6110 708375991
金額(うち消費税等相当額)	30年 9月分 円 10401 769)
お問い合わせ先 中国電力	周南 取扱店
0120 611-907	
取扱店日付印	
上記お振込金額を受領しました。 被振込人 中国電力株式会社	



# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-10
----	------	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日10月18日)

(支払日11月27日)

(支払日12月27日)

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所 様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
30年10月分 円  
6975  
516)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印  
収入印紙  
10.18  
印

上記お振込金額を受領しました。  
取扱店 中国電力株式会社

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所 様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
30年11月分 円  
7036  
520)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印  
収入印紙  
11.27  
印

上記お振込金額を受領しました。  
取扱店 中国電力株式会社

通常払込料金 振替払込請求書兼受領証  
加入者負担

中国電力株式会社

金額  
千 百 十 万 千 百 十 円  
9 8 0 8

平成 30 年 12 月分  
お支払期日 1 月 11 日

611070837599174852  
ご契約番号 一連 発行

戸倉多香子事務所 店舗控え 様

日 附 印  
30-12-27  
徳山岡田町  
郵便局  
(55348)  
N94210012

この受領証は、大切に保管してください。

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所 様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
30年12月分 円  
9808  
725)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印  
収入印紙  
印

上記お振込金額を受領しました。  
取扱店 中国電力株式会社

# 領収書等添付票

費目	事務所費	整理番号	2-11
----	------	------	------

【領収書その他の書面の添付欄】維持管理経費 ※後援会事務所は別にあるため按分なし

◎事務所の光熱水費 (電気料金)

(支払日 〃 月 〃 / 日)

(支払日 〃 月 〃 / 日)

(支払日 月 日)

振込金受領証  
(お客さま控え)

戸倉多香子  
事務所 様

代表ご契約番号  
6110  
708375991

金額(うち消費税等相当額)  
31年 1月分 円  
11861  
(878)

お問い合わせ先 中国電力  
周南 取扱店  
0120  
611-907

取扱店日付印

収入印紙

上記お振込金額を受領しました。  
被振込人 中国電力株式会社

通常払込料金 振替払込請求書兼受領証  
加入者負担

中国電力株式会社

金	額	億	千	百	十	万	千	百	十	円
						1	3	6	1	7

平成 31 年 2 月分 お支払期日 3 月 14 日

ご依頼人住所氏名 611070837599174854  
戸倉多香子事務所 様 店舗控え

料 金 日 附 印  
31-03-13  
徳山初音  
郵便局  
(55278)  
N94140018

この受領証は、大切に保管してください。

### 費目別支出内容一覧表

議員名 戸倉多香子

費目	調査研究費・研修費・会議費・資料費 広報費・事務所費・事務費 <b>人件費</b>			整理番号	1-1
事業内容	政務活動を補助する職員の給料				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容	
	7月～2月分	1,200,000	600,000	150,000 円/月×8ヶ月	
		《合計》	1,200,000	600,000	
按分割合 積算根拠	政務活動 (50%) 政務活動 (50%) + その他の活動 (50%)				

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること  
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること



## 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-4
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料  
 ○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分 (按分割合2分の1)  
 毎月 150,000円×1/2=75,000円 75,000円を計上

領収書 平成31年 2月 12日

戸倉多香子 様

¥150,000

但し 平成31年1月分給与として



領収書 平成31年 3月 11日

戸倉多香子 様

¥150,000

但し 平成31年2月分給与として



# 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-3
<p>【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料 ○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分 (按分割合2分の1) 毎月 <math>1,500,000円 \times 1/2 = 750,000円</math> 75,000円を計上</p> <p style="text-align: center;">領収書 平成30年 11月 12日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥150,000</p> <hr/> <p>但し 平成30年10月分給与として</p> <div style="text-align: center; background-color: black; width: 200px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>			
<p style="text-align: center;">領収書 平成30年 12月 10日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥150,000</p> <hr/> <p>但し 平成30年11月分給与として</p> <div style="text-align: center; background-color: black; width: 200px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>			
<p style="text-align: center;">領収書 平成31年 1月 10日</p> <p>戸倉多香子 様</p> <p style="text-align: center;">¥150,000</p> <hr/> <p>但し 平成30年12月分給与として</p> <div style="text-align: center; background-color: black; width: 200px; height: 40px; margin: 0 auto;"></div>			



# 領収書等添付票

費目	人件費	整理番号	1-2
----	-----	------	-----

【領収書その他の書面の添付欄】 政務活動を補助する職員の給料  
○平成30年7月より常勤 ※後援会と按分(按分割合2分の1)  
毎月 150,000円×1/2=75,000円 75,000円を計上

領収書 平成30年8月10日  
戸倉多香子 様  
¥150,000  
但し 平成30年7月分給与として



領収書 平成30年9月10日  
戸倉多香子 様  
¥150,000  
但し 平成30年8月分給与として



領収書 平成30年10月10日  
戸倉多香子 様  
¥150,000  
但し 平成30年9月分給与として





【日 時】2019年3月1日(金)18:30～  
 【会 場】周南市保健センター1階 検診ホール  
 周南市見玉町1丁目 TEL.0834-22-8550

【参加費】無料

「とくらたかこ夏草フォーラム」は、猛暑、酷暑の夏に、抜いても抜いても、しつこく、しぶとく生えてくる夏草のように、私も、元気に、しつこく、しぶとく、粘り強く、政策実現のためにがんばりたい、そんな思いで続けている集会(県政報告会・勉強会・講演会)です。  
 夏草フォーラムと言いつつ、なぜか寒い時期に開催することが多いので、よく「冬なのに夏草?」と聞かれます。私も少し気になっていましたが、ハンドボール部時代の恩師から「花の咲かない寒い日は、下へ下へと根を伸ばせ」という言葉でいつも励まされていますので、しぶとい夏草も冬の時代に根を伸ばしているから強いのもかもしれない、そう、寒い時の開花が重要なんだ、と考えたりしています。(苦笑)  
 今回は、後援会との共催で、「戸倉多香子を励ますつどい」として開催させていただくことにしました。お忙しい毎日とは存じますが、ぜひ、お集まりいただけますようご案内申し上げます。

第8回とくらたかこ夏草フォーラム  
 戸倉多香子を  
 励ますつどい



新緑の季節を迎えるために

第15回連合山口 秋吉台山焼き  
 延焼止め草刈りボランティアに参加(11月10日)

この活動は、秋吉台に春を呼ぶ伝統行事「山焼き」に備えて防火帯を作る作業「火道切り」の人手不足(過疎・高齢化)が深刻な美祿市の要請に応えて、連合山口のみなさんが続けてこられました。私も毎回参加しています。



山口県

# 笑

皆様の暖かいご支援に  
 心から感謝申し上げます。

皆様のおかげで、昨年も元気に活動を続けることができました。本当にありがとうございます。  
 今年は、「平成最後」のお正月となりました。5月には、私たちと同じ学年の皇太子さまが天皇となられます。子どもたちや孫たちの世代のために、私たちの世代がもっとしっかりなくてはと、身の引き締まる思いで元旦を迎えました。  
 いつまでも子どものような気分ではいけないと反省もしつつ、それでも、純粋な子ども時代の正義感や公正さ、正直さは失くさないようにしたいとも思います。  
 昨年は、夫が園遊会に招かれ、私も一緒に参りました。あいにくの雨でしたが、こちらも「平成最後」の園遊会で、貴重な経験をさせていただきました。若い楽しい時期を戦争の中で過ごした父や母と同じ世代の天皇皇后両陛下、いつまでもお元気で、お健康にお過ごしいただきたいと思います。皆様にとりましても、笑顔あふれる年となりますようお祈りいたします。

山口県議会議員 戸倉多香子

# 顔

山口県議会議員  
 とくらたかこ  
 県政レポートvol.9

山口県  
 笑顔あふれる  
 づくり

2019  
 FEBRUARY

とくらたかこ事務所  
 〒745-0076  
 周南市梅園町2丁目31番地  
 TEL0834-32-6071  
 FAX0834-32-3863  
 tokuratakeko.jp

# 通

# 信

国民とともに。



全国で同じ思いの地方議員ネットワークを大切に繋いでいく  
 -井手英策教授と地方政策づくりに取り組みました。

昨年5月、これまで民主党・民進党でいっしょに頑張ってきた地方議員が、それぞれの事情で離ればなれになりました。その原因となった一昨年10月の衆議院議員総選挙の直前にまとめられた『民進党政権公約原案』は、井手英策教授による「all for all」のお考えを中心にまとめられたもので、現在もホームページで読むことができます。(民進党 マニフェスト 2017で検索)  
 違う党となった今も「命や生活に根ざした政策」については、まったく同じ考え方の地方議員が党派を超えて、具体的な地方政策づくりをやるうと始めた井手英策教授との勉強会。全国から集まった井手英策ファンの地方議員で議論し、政策集にまとめ、

11月19日、衆議院議員第一会館で、シンポジウム From Me～「わたし」がえがく地域の明日を開催しました。私は、言い出しっぺのひとりでもあり、パネリストとして、政策集にまとめた課題や政策を発表しました。  
 シンポジウムは、井手先生の趣旨説明で始まり、井手先生と同じ理念を自治体で既に実行して来られた明石市泉房穂市長の基調講演、地方議員のみなさんとまとめた課題・政策集の発表、神津連合会長と井手先生の対談と、充実した内容となりました。今後は、この政策集を活かしながら、全国の同じ思いの地方議員の連携をさらに進めていきたいと思ひます。



勉強会～シンポジウム開催に向けて、慶応大学にお伺いし、打ち合わせを重ねた。

未来を変えるために「いま」変えること  
 不安な未来を切り拓く  
 地方の財政難を切り拓く  
 若い世代の力と希望を育てる

慶応義塾大学教授  
**井手英策 特別講演会**  
 不寛容で分断された社会を終わらせる  
 一生活コースを満ちし、希望を生かす政治

2018  
**5.27/日 13:30～**  
 (受付 13:00～)

徳山駅前図書館 交流室2  
 定員80人 入場無料 主催 徳通党山口 TEL.083-833-0823

井手英策特別講演会申込 083-933-0840 E-mail info@69-yamaguchi.jp  
 徳通党山口 TEL.083-833-0823 FAX.083-833-0823

山口県でも井手英策特別講演会を開催

5月27日、国民民主党山口県連政策調査委員会事務局長として、井手英策講演会を準備し、徳山駅前図書館交流室にて開催。

地方政策づくりのために井手先生と実行委員会のメンバーが集まり準備を重ね、10月14日、15日、全国から地方議員が集り政策について議論(ワークショップ)



▲ネット上での議論を続け、政策集にまとめた。



▲シンポジウムの会場の様子



▲井手英策教授と神津連合会長の対談



▲シンポジウムではパネリストとして参加



▲井手英策教授とシンポジウム参加女性議員

## やまぐち維新プランの具現化に向けた取組について

### 妊娠・出産、子育て支援について

— 行政がやる気になればできることはたくさんある

【Q】戸倉

先日、社会全体で子ども子育てを応援する施策で注目されている明石市の泉市長のご講演を聞く機会がありました。明石市は、減少傾向だった人口が6年連続で増加し、出生数も3年連続で増加しているそうです。(講演内容から事例紹介…省略)

明石市は、養育費が受け取れないひとり親家庭に対し養育費の不払い分を立て替えて支払い、別居の親に立替分を督促し、回収する、養育費立替パイロット事業の試行実施でも注目されています。(略)行政がやる気になればできることはたくさんあると実感、感動しました。市と県では、同じようには取り組めないかもしれませんが、養育費の立替払いの制度づくりなど県でも進めてよい内容だと思います。明石市の取組も参考に、安心して子どもを生み育てることができる山口県を目指してほしいと思いますが、この分野についてもどう具現化するのか、お尋ねします。



【A】村岡知事

戸倉議員のご質問のうち、私からは、妊娠・出産、子育て支援についてのお尋ねにお答えします。(略)また、ひとり親家庭に対しては、自立と生活の安定・向上を図るため、山口県母子・父子福祉センターに相談員を配置し、生活全般にわたる相談支援や就業の斡旋を行うなど、引き続ききめ細やかな支援に努めてまいります。なお、養育費の確保については、お示しの明石市の事例もありますが、基本的に全国共通の課題であることから、県としては、全国知事会を通じ、国に対し、養育費の確保に向けた公的な支援制度の検討を要請しているところです。

### 効率的な木材生産・供給体制の構築について

— 出光興産徳山事業所のバイオマス発電事業化検討の開始と関連して

【Q】戸倉

農林水産業のうち、「林業」の現状と課題には、大型製材工場や合板工場、森林バイオマス発電施設などの多様な大口需要に応えるため、効率的な木材生産・供給体制の構築が必要とあり、注目しています。周南市でも、10月末に、出光興産の徳山事業所が、バイオマス発電所の事業化検討を開始したとの発表がありました。出光興産徳山事業所は、1957年に、出光が初の製油所として操業開始した場所です。残念ながら、2014年、エネルギー供給構造高度化法に伴い石油精製機能を停止しました。さみしく感じていた市民も多かったと思いますが、その製油所跡地で、バイオマス発電事業を実施し、新たに地球温暖化防止を目的とした非化石エネルギーの活用拠点としても生まれ変わる予定との発表でした。

発電出力が5万キロワットと大型なので、営業運転開始後しばらくは、輸入木材を使用するそうですが、中長期的には地元の間伐材や製材端材等へシフトを進め、これにより、環境保全に配慮した持続可能な森林づくりと林業再生、地域振興、循環型経済の構築と発展を目指す発表資料にあり、関係者からも聞きました。これらの動きとも関連する、効率的な木材生産・供給体制の構築を今後どのように進められるのかお伺いします。



▲11月定例会 一般質問

【A】土木建築  
部長

県内6箇所に原木の集積・流通拠点を整備し、県下全域をカバーする流通網を構築したところであり、併せてICTを活用した需要に的確に対応できるシステムの整備を進めるなど、効率的な木材供給を行う仕組みづくりを推進しているところです。

## 徳山駅前地区市街地再開発事業について

— 歴史と時間の積み重ねの中で培われた街の骨格と商業・サービス、文化などの都市機能の分厚い集積は、今日でも大きな資産

【Q】戸倉

現在進んでいる徳山駅前地区市街地再開発事業について、準備組合が作成した再開発基本計画を見ますと、対象地区が立地する徳山駅周辺の中心市街地について、歴史と時間の積み重ねの中で培われた街の骨格と商業・サービス、文化などの都市機能の分厚い集積は、今日でも大きな資産であり、全国の殆どの都市にみられる都市機能集積の分散、分裂を経験していない数少ない都市だと分析しています。

しかし、郊外化の影響で、大型店が次第に撤退し、ついに最後の核であった百貨店も失い、これにより物販集積であった駅周辺ゾーンは著しく劣化の様相を呈しており、市街地全体の機能劣化につながりかねないとも記載されています。

私は、若者の県外流出を防ぐためにも、企業誘致にも便利さと都市機能は欠かせない要素だと、これまでもデータをあげて主張してきました。便利さと都市機能を復元するためには、思い切った公費を投入することは検討されるべきだと主張してきました。人口減少が進む中での都市機能の維持は、どの県でも大きな課題といえます。

この度の事業により、不動産取得税など県への税収増も期待されます。新たな支援制度を検討することはできませんか？ご所見をお伺いします。



【A】土木建築  
部長

県では、周南市や準備組合に対し、特色のあるまちづくりを進めている富山市や土浦市など、他県における取組事例や、社会資本整備総合交付金等の国の支援制度に関する情報提供などを行ってまいりました。県としては、県と市の適切な役割分担のもと、新たな支援制度を検討することは考えていませんが、引き続き、こうした取り組みを進めるとともに、準備組合に対して、事業計画認可に向けた指導・助言を行ってまいります。

## 県内中小企業の人材確保支援について — 中小企業奨学金返済支援制度の検討を

**【Q】戸倉** 全国より早いスピードで人口減少や少子高齢化が進む山口県では、生産年齢人口の減少が続き、企業の人手不足の状況は深刻です。特に、中小企業や小規模事業者の人材確保は厳しいと聞きます。(略)求職者側の売り手市場化が進み、学生の大企業志向も強まっている現状では、県内中小企業の人材確保と従業員の定着に向けては、県はさらに集中的に取り組むべきだと考えます。

そうした取り組みの一つとして、従業員の奨学金の返済支援制度を設ける県内中小企業に対して、その負担額の一部を補助する中小企業奨学金返済支援制度が考えられます。京都府や兵庫県では既に取り組まれているようですが、本県においてもその創設を検討されてはいかがでしょうか。労働者福祉中央協議会の全国調査によれば、34歳以下の2人に1人が学生時代に奨学金を利用しており、借入金総額は平均313万円に上るそうです。奨学金破産という衝撃的な実態がNHKのクローズアップ現代でも取り上げられましたが、このような悲劇的な状況を防ぐためにも、奨学金の返済に苦しむ若者の負担を軽減し、人手不足に悩む中小企業の人材確保を後押しする中小企業奨学金返済支援制度は大変有効な手段だと思います。

**【A】村岡知事** 生産年齢人口の減少が予想される中、本県中小企業が持続的に成長・発展していくためには、産業人材の確保は極めて重要な課題。(略)キャリア

カウンセラーによる就職相談や、親子参加型の企業見学バスツアー等を開催、(略)お尋ねの奨学金の返済支援制度については、医療・福祉人材や高度産業人材など、優先度の高い分野・職種等での人材確保に着目し、修学資金の返還免除や奨学金の返還支援等を行っており、お示しのような新たな制度の創設は考えていません。

私は、今後とも関係機関と緊密に連携し、一人でも多くの若者が県内に定着し、本県を支える人材として活躍できるよう若者の県内就職を促進し、本県中小企業の人材確保の支援に取り組んでまいります。



▲9月定例会 一般質問



▲9月定例会商工観光委員会

## 上関原発建設計画について — 山口地方裁判所「裁量権の逸脱として、違法となると解するのが相当」

**【Q】戸倉** 7月11日、上関原発建設用地の埋立免許期間延長許可申請について、許可判断を先送りしてきたことに関し、山口県が知事に対して損害賠償の請求をすることなどを求めた住民訴訟の判決が、山口地方裁判所より出されました。

この期間延長許可申請については、これまでずっとこだわって質問してきましたが、今回の判決文を読むと、県議会の質問で主張してきたとりの内容がたくさんあって、法律や多くの資料を調べては質問してきた苦勞が報われたと思います。本当に胸が熱くなるほど、うれしい判決でもありました。判決文を読むと、争点5、本件公有水面の管理の違法性の有無について、中国電力は東日本大震災を機に工事を一旦中断するなどし、その後の工事が進捗していないこと、その後、本件許可申請により期間伸長が認められた後も、直ちに工事に着手しない旨の方針を表明し、不新設原則に関する政府の検討を注視する方針を立てていたことが認められる。(不新設原則とは、原発の新設はしないという当時の政府の考え方です。)他方、両知事が中国電力に対して求めた補足説明事項の中には、事業者である中国電力の認識としての政府のエネルギー政策における上関原発の位置づけなど、本来的に客観的な当否の判断になじまない事項が繰り返含まれていたことが認められるとあり、このような事項に対する



回答の期間を一年程度と定めて許否の判断を留保した結果、既に申請に係る延長期間の末日までに埋立て工事に竣工しない蓋然性がある時期を超過して、申請に対する判断を留保することは裁量権の逸脱として、違法となると解するのが相当であるとされています。

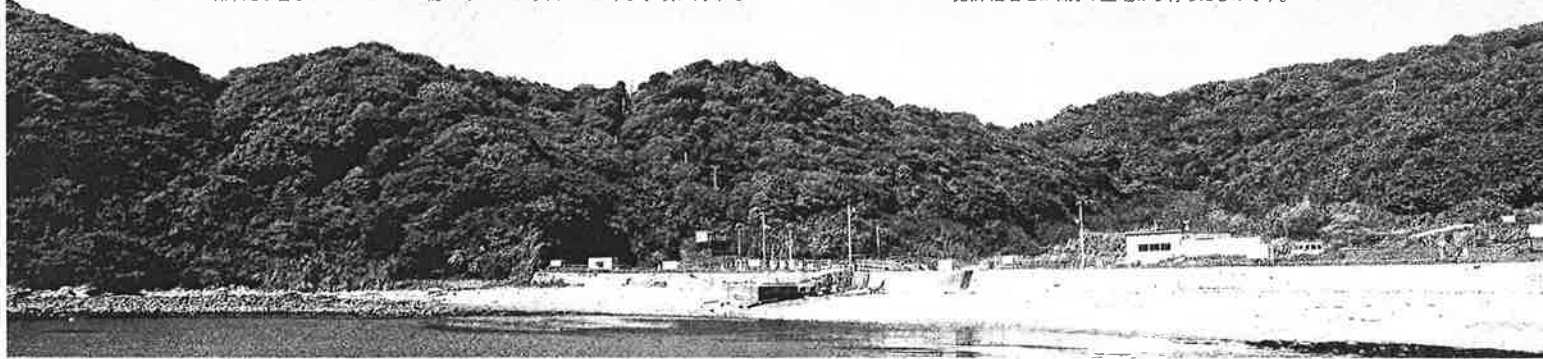
また、平成25年3月19日以降、許否の判断を留保することは、裁量権の逸脱として違法の瑕疵を帯びると言わなければならないとされています。この判決では、知事の判断留保について、審査手続の一部に瑕疵があるとはっきりと触れられていますが、知事はどのように受けとめられたのか、まずお伺いします。(略)

また、平成25年3月19日以後の判断留保が裁量権の逸脱と判断された理由について、期間延長申請の竣工期限までの工事期間が明らかに足りなくなることが合理的に認められるからだとされています。

この判決をもとに考えると、公有水面埋立免許の許可権者としての知事が、平成28年8月3日、延長許可の決定処分をされると同時に、発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは埋立て工事を施行しないことを要請されたことは、かなり問題があると思います。

この要請には強制力はないとしても、指定期間内に竣工がなされないことが予想され、公有水面埋立免許の許可要件を満たさないままの許可であり、この処分には瑕疵があると考えますが、県の見解を求めます。

**【A】土木建築 部長** 審査手続の一部に瑕疵があったとされたことは承服しがたい判決と受けとめています。(略)要請は、原発建設計画が存する県の知事という埋立免許権者とは、別の立場から行ったものです。





# 笑顔通信

山口県議会議員 とくらたかこ | 県政レポートvol.9

2018年も、毎議会で質問に立ちました。質問項目は右のとおりです。周南市に関連する質問では、水素や国際バルク戦略港湾等、瀬戸内沿岸の産業集積を活かす取り組みについて取り上げることが多く、村岡県政の姿勢に概ね賛同しています。

一方、上関原発建設計画、イージス・アショア配備計画、主要農作物種子法廃止等、同の政策に関わる事項については、県には、もっと住民の側にたってほしいと訴えています。

これからも、おかしいことはおかしいと声をあげていきたいと思っています。



▲6月定例会 一般質問(FMS調達の実績を示しイージス・アショア配備に反対)

平成30年2月定例会 一般質問(3月7日)

- [1]二期目の村岡県政
  - ①男女共同参画社会の実現
  - ②日米地位協定の改定
- [2]水素先進県の実現
  - ①水素関連産業への参入促進
  - ②県としての取り組み方針
- [3]ソーラーシェアリング
- [4]主要農作物種子法廃止後の取り組み
- [5]原発問題

平成30年9月定例会 一般質問(9月27日)

- [1]県内中小企業の人材確保支援
- [2]「戦争のない朝鮮半島の始まり」への対応
  - ①イージス・アショアの配備計画
  - ②朝鮮学校の補助金再開
  - ③長生炭鉱犠牲者の遺骨収集と返還
  - ④東アジアの玄関口としての山口県
- [3]「候補者男女均等法」成立
- [4]上関原発建設計画

平成30年6月定例会 一般質問(6月27日)

- [1]新たな総合計画
- [2]新たな産業戦略の指針
  - ①国際バルク戦略港湾
  - ②大規模産業用地活用促進プロジェクト
  - ③中小企業の生産性向上に向けた取組や効果
- [3]イージス・アショア配備計画
- [4]主要農作物種子法廃止後の県の役割
- [5]上関原発建設計画

平成30年11月定例会 一般質問(12月5日)

- [1]やまぐち維新プランの具現化に向けた取組
  - ①水素社会の実現に向けた取組
  - ②学校給食用食材の地産・地消の推進
  - ③効率的な木材生産・供給体制の構築
  - ④妊娠・子育て支援
- [2]徳山駅前地区市街地再開発事業
- [3]イージス・アショアの配備
- [4]上関原発建設計画

平成30年2月定例会(一般質問)より一部抜粋

## 水素先進県の実現について

—中小企業・小規模事業者の水素関連産業への参入促進

**【Q】戸倉** 太陽光発電などの余剰電力を水素にして貯蔵する、水素は運搬もできますし、電気が足りなくなったらまた水素を電気に戻す、そういう水素の特徴を生かして、安定供給が課題と言われている再生可能エネルギーの普及をさらに進め、エネルギーの地産地消を目指し、エネルギーの自給率も上げたい、それが水素に注目する一番の理由です。

その試みは、まだまだ多くの研究が進んでいるところです。(略)周南市の水素利活用協議会では、水素関連機器の製作などに携わる市内の事業者の数を2020年度末までに20事業者という目標設定をしたと聞きました。この目標達成に向けて、県ではどのように連携・協力ができるのでしょうか。

また、周南市に限らず、県内全体の中小企業・小規模事業者の水素関連産業への参入促進、これまでも取り組んでこられたと思いますが、今後どのように図られるのか、お尋ねしたいと思います。



▲2月定例会 一般質問

**【A】村岡知事** 産業振興に向けては、全国トップレベルの県の補助金や産業技術センターの技術支援により、水素の製造、供給から利活用に至る先進的な製品の開発・事業化の取り組みを支援しています。

また、地域づくりに向けては、水素を利活用したまちづくりモデルの実証と、その全県展開に取り組んでまいります。具体的には、周南市においてコンビナートで発生する未利用の副生水素を活用し、スポーツ施設等に電気と温水を供給しています。また、広域連携モデルとなる下関市では、液化水素運搬車で輸送した水素を漁港内のフォークリフト等で活用することとしています。

近く製品化予定の再生可能エネルギー活用型水素ステーションを活用して、特色ある地域づくりを進めるため、来年度当初予算において、市町等に対する新たな補助制度を創設することとしました。

平成30年6月定例会(一般質問)より一部抜粋

## 主要農作物種子法廃止後の県の役割について

**【Q】戸倉** 2月定例会で、主要農作物種子法、いわゆる種子法が廃止されることについて質問しましたが、全国でも、種子法廃止について不安視する声が多く(略)山口県では、多くのほかの県と同様、要綱をつくられて対応されたと思いますが、山口県でつくられた要綱と廃止された種子法とで、県の役割はどのように変化したのでしょうか、お尋ねいたします。

国会では、私たち国民民主党を含む野党5党1会派が共同して、廃止となった種子法を復活させる法案が衆議院に提出されました。この復活法案は、廃止前の種子法に定められている米、麦、大豆を対象に、都道府県による種子生産圃場の指定、生産物審査、原種及び原原種の生産、優良品種の指定等をそのまま復活させるとともに、都道府県の種子生産に関する知見の国外流出を招きかねない農業競争力強化支援法第8条第4号の規定を削除する内容となっています。(略)

山口県でも、種子法の目的であった、主要農作物の優良な種子の生産及び普及の促進を、これまでどおり維持していただきたいと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。



▲美東原種農場を視察し、種子法(廃止)について説明を受ける

**【A】山根農林水産部長** 法廃止の趣旨を踏まえた技術的助言として発出された事務次官通知に沿って、民間事業者が参入するまでの間、原種の供給や種子生産農家への指導など、種子法に規定されていた県の責務と同様の取り組みを行うことを定めており、当面の間は、県の役割に変化はありません。(略)県の要綱に基づき、当面は、JAグループと連携したこれまでの取り組みを維持することとしています。

**【Q】戸倉(再質問要約)** 埼玉県の条例案は、自民党の県議さんたちが中心になって出されたと聞いております。持続可能なこういった国の農業をしっかりと支えていく、私たちの食の安心・安全をしっかりと支えていく。そして、食料安全保障の観点からも、種子法、大変重要。条例づくりまで進んでいただきたい。